

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	李 仁斌
登録番号又は法人番号	11080827
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	けやき国際行政書士事務所
事務所所在地	東京都新宿区高田馬場4-4-2 尾上ビル402号
処分年月日	令和2年11月25日（理事会決議日）
処分内容（種類）	5年間の会員の権利の停止及び廃業の勧告 （東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）
上記処分をした理由	<p>被処分者が、入管法施行規則が定める外国人出頭免除規定に違反する（本人から依頼を受けた者でない）申請取次業務を他の会員（以後K会員という）に依頼し行わせていたことは、本人からの供述並びに各種証拠書類から疑いの余地は無く、後述する行政書士法や同法施行規則等に違反していることは明白である。</p> <p>更には、第三者を介した申請取次業務を数件に渡って行ったことは当然許されることではなく、被処分者の事実上の運び屋と化としてK会員を利用していたことは、申請取次制度の根幹を揺るがす極めて悪質な行為であり、最大級の処分を行うことが相当であると思料する。</p> <p>また、被処分者は聴聞の席において、自己の行為は違反・違背行為に相当することは認めたものの、完全には承服してはおらず、真摯に反省している姿勢は見られず、自己弁護に終始した言い訳ともとれる弁解を繰り返していた。</p> <p>ゆえに、上記処分を科すこととする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>一、行政書士法第10条違反（信用又は品位を害する行為）</p> <p>二、行政書士法第13条違反（会則の遵守違反）</p> <p>三、行政書士法施行規則第4条違反 （申請人に無断で他人に業務を依頼することの禁止）</p> <p>四、東京都行政書士会会則第18条第1項違反（会員の責務等違反）</p> <p>五、東京都行政書士会申請取次業務適正化委員会規則第8条第1項第1号違反（誓約書に違背）</p>